

令和8年度逗子市親子遊びの場運営事業業務委託仕様書

1 件名

逗子市親子遊びの場運営事業業務委託

2 趣旨

この仕様書は、親子遊びの場運営事業の実施について必要な事項を定める。

3 目的

逗子市の自然やまちの環境を生かし、「親子遊びの場づくり」や「遊びを通じた子どもの居場所づくり」を充実させ、子どもの健全育成を図ることを目的とする。

4 業務委託の内容

本業務委託の内容について、次のとおりとする。

(1) 開催会場における遊具の設営

発注者が指定する会場において、発注者と受注者間で協議のうえ決定した遊具及びその他必要な物品の手配・運搬・設置・撤去を行うこと。

(2) 開催時の運営

遊びを指導し見守る管理者等を配置し、遊びの価値を最大限に尊重しながら遊びの環境を作り、子どもたちが遊びを通じて成長できる場を創造すること。

5 事業実施場所、日程等

事業実施場所、日程等については、別紙のとおりとする。

6 開催に当たっての留意事項

親子遊びの場運営事業の開催に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 市や事業実施場所の管理者等から事業実施場所の使用等についての指示があった場合は従うこと。

(2) 事業開催中は、安全な運営に必要な人数の運営スタッフを配置すること。

(3) 重大事故の原因となる人的・物的なハザードを除去して事故を防止すること。

(4) 事業開催中は、遊具や不審者対応等の安全管理に関して、万全の注意を払うこと。

(5) 事業開催中に事故が発生した場合、応急の処置を講じた後、事故の状況及び経過について市へ速やかに報告すること。

(6) 事業終了後、事業実施場所の原状回復に努めること。

(7) 不審者の情報が入った場合は、速やかに市に報告のうえ、警察への通報等適切な措置を講ずること。

- (8) 事業開催中は、事業実施場所において政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行わない、若しくは行わせないこと。
- (9) 利用者の個人情報の保護については、逗子市が定める個人情報保護条例及び関係法令等を遵守し、利用者と連絡先のやり取り等を行わないこと。
- (10) 事業開催中に発生した事故について、受注者が責任をもって対応すること。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ決定する。